

京都市子ども・子育て支援法施行条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定教育・保育施設（第3条～第8条）

第3章 特定地域型保育事業（第9条～第16条）

第3章の2 認可外保育施設（第16条の2）

第4章 雑則（第17条・第18条）

第5章 罰則（第19条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て会議令、子ども・子育て支援法施行令、子ども・子育て支援法施行規則（以下「規則」という。）及び京都市はぐくみ推進審議会条例に定めるもののほか、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語は、次項に定めるもののほか、法において使用する用語の例による。

2 この条例において「認可外保育施設」とは、児童福祉法第59条の2第1項の規定に基づく届出をした施設をいう。

第2章 特定教育・保育施設

（人権の擁護及び虐待の防止）

第3条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対する研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

（暴力団の排除）

第4条 特定教育・保育施設の管理者及び教育・保育給付認定子どもの利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該管理者の権限を代行し得る地位にある職員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であってはな

らない。

2 特定教育・保育施設は、その運営について、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）の支配を受けてはならない。

（地震に対する安全性の確保）

第5条 特定教育・保育施設は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）第17条第3項第1号に規定する耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準じるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していなければならない。

（非常災害対策）

第6条 特定教育・保育施設は、消火器その他の消火設備、非常口その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を定め、非常災害に対する不断の注意を払い、及び非常災害に備えるために必要な訓練を実施しなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火の訓練は、毎月1回以上、これを行わなければならない。

（衛生管理等）

第7条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもの使用する設備、食器等を衛生的に管理し、及び飲用に供する水について衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 特定教育・保育施設は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じなければならない。

3 特定教育・保育施設は、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、その管理を適正に行わなければならない。

（その他の基準）

第8条 第3条から前条までに定めるもののほか、法第34条第2項の規定に基づき条例で定める基準は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号。以下「府令」という。）に定める基準とする。

第3章 特定地域型保育事業

（人権の擁護及び虐待の防止）

第9条 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対す

る研修の実施その他の必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(暴力団の排除)

第10条 特定地域型保育事業所の管理者及び教育・保育給付認定子どもの利益に重大な影響を及ぼす業務の全部又は一部について一切の裁判外の行為をなす権限を有し、又は当該管理者の権限を代行し得る地位にある職員は、暴力団員であってはならない。

2 特定地域型保育事業所は、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならない。

(地震に対する安全性の確保)

第11条 特定地域型保育事業を行う事業所（家庭的保育事業、小規模保育事業又は事業所内保育事業の用に供する部分に限る。）は、耐震改修促進法第17条第3項第1号に規定する耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準じるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していなければならない。

(非常災害対策)

第12条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育を行う者を除く。次条第1項から第3項までにおいて同じ。）は、消火器その他の消火設備、非常口その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を定め、非常災害に対する不断の注意を払い、及び非常災害に備えるために必要な訓練を実施しなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火の訓練は、毎月1回以上、これを行わなければならない。

(衛生管理等)

第13条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所において、教育・保育給付認定子どもの使用する設備、食器等を衛生的に管理し、及び飲用に供する水について衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じなければならない。

3 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所において、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、その管理を適正に行わなければならない。

4 居宅訪問型保育事業者（居宅訪問型保育を行う特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）は、保育に従事する職員の清潔の保持のために必要な管理をし、及びその健康状態を把握しなければならない。

5 居宅訪問型保育事業者は、特定地域型保育事業所の設備及び備品について、衛生的に管理しなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第14条 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員に身分を証する書類を携行させるとともに、教育・保育給付認定子どもの居宅に初めて訪問するとき、及び教育・保育給付認定子どもの同居の親族から提示を求められたときはこれを提示するよう指導しなければならない。

(親族に対する居宅訪問型保育の提供の禁止)

第15条 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員に、次の各号のいずれかに該当する者に対し居宅訪問型保育を提供させてはならない。

- (1) 当該職員の直系血族又は兄弟姉妹である教育・保育給付認定子ども
 - (2) 前号に掲げるもののほか、当該職員の同居の親族である教育・保育給付認定子ども
- (その他の基準)

第16条 第9条から前条までに定めるもののほか、法第46条第2項の規定に基づき条例で定める基準は、府令に定める基準（府令第50条において準用する府令第26条に定める基準を除く。）とする。

第3章の2 認可外保育施設

(努力義務)

第16条の2 法第30条の11第1項の規定による確認を受けた認可外保育施設の設置者は、当該認可外保育施設が規則第1条に定める基準を満たすよう努めなければならない。

第4章 雑則

(認可外保育施設に係る基準への適合状況の公表)

第17条 市長は、法第30条の11第1項の規定による確認を受けた認可外保育施設について、規則第1条に定める基準への適合の状況を公表することができる。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、法の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

第5章 罰則

(過料)

第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、100,000円以下の過料に処する。

- (1) 正当な理由なしに、法第13条第1項（法第30条の3において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の文書その他の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者
- (2) 正当な理由なしに、法第14条第1項（法第30条の3において準用する場合及び子ども・子育て支援法施行令附則第6条第1項において読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の文書その他の物件の提出若しくは提示をし、又は法第14条第1項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者
- (3) 法第23条第2項若しくは第4項又は第24条第2項の規定による支給認定証の提出又は返還を求められてこれに応じない者

附 則

改正 平成27年3月27日条例第66号

(施行期日)

- 1 この条例は、法の施行の日から施行する。

(子ども・子育て支援法の施行の日は、平成27年4月1日)

(府令の規定の引用に関する経過措置)

- 2 第8条及び第16条の規定の適用に関する経過措置は、府令及び府令の全部又は一部を改正する内閣府令の附則に規定する経過措置の例による。

(検討)

- 3 本市は、第8条又は第16条の規定において引用する府令の規定が改正されたときは、速やかに、これらの条の規定の改正の要否を検討し、その結果に基づき、本市の区域の実情に応じた基準の策定に取り組まなければならない。

附 則 (平成27年3月27日条例第66号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年7月1日から施行する。

(地震に対する安全性の確保に関する経過措置)

2 この条例の規定により建築物の耐震改修の促進に関する法律第17条第3項第1号に規定する耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準じるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していなければならないこととされた事業所又は施設のうち、この条例の施行の際本市の区域内に現に存するもの（平成27年3月31日までに子ども・子育て支援法附則第7条ただし書の規定による別段の申出をした同条ただし書に規定する設置者が、同法第7条第4項に規定する教育・保育施設を廃止し、当該施設と同一の所在地において、当該施設の設備を用いて設置する同法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設を含み、この条例の施行の日以後に床面積を増加させる場合における当該増加の部分及び本市の区域内に移転させる場合における当該移転の部分を除く。以下「事業所等」という。）については、当該基準に係るこの条例の規定にかかわらず、当該基準に適合しない限度において、当該規定を適用しない。この場合において、事業所等を管理する者は、当該事業所等について耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うよう努めなければならない。

附 則（令和元年9月27日条例第14号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和元年12月23日条例第38号）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和3年4月1日から施行する。